

議案第 57 号

山都町手数料条例の一部を改正する条例について

山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

第 204 回国会において成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正され、令和 3 年 9 月 1 日から、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明文化されました。

これに伴い、現在本町において徴収しているマイナンバーカードの再交付に係る手数料については、同日以降地方公共団体情報システム機構が徴収することとなり、当該再交付に係る手数料について規定している山都町手数料条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町手数料条例の一部を改正する条例

山都町手数料条例（平成17年山都町条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山都町手数料条例別表第3項に規定する事務に係る手数料で納付すべきであったものについては、なお従前の例による。

山都町手数料条例(平成17年条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
1 略	1 略
2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく事務	2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく事務
住民基本台帳の閲覧手数料	住民基本台帳の閲覧手数料
1件につき200円	1件につき200円
住民票の写しの交付手数料	住民票の写しの交付手数料
1通につき300円	1通につき300円
住民票の記載事項の証明手数料	住民票の記載事項の証明手数料
1通につき200円	1通につき200円
戸籍の附票の謄本又は抄本の交付手数料	戸籍の附票の謄本又は抄本の交付手数料
1通につき300円	1通につき300円
3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係事務	
個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	1件につき800円
4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)関係事務その他町税関係事務	3 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)関係事務その他町税関係事務
法第28条の4第3項第7号ア又は第63条第3項第7号アに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	1件につき7万円
法第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号エに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料	
法第28条の4第3項第7号ア又は第63条第3項第7号アに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	1件につき7万円
法第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イ又は第31条の2第2項第14号エに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料	

(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	5,200円	(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	5,200円
(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき	7,200円	(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき	7,200円
(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき	10,000円	(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき	10,000円
(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき	29,000円	(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき	29,000円
(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	35,000円	(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	35,000円
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の 新築又は取得 した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料	1,200円	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の 新築又は取得 した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料	1,200円
諸税及び公課に関する証明手数料	1件につき200円	諸税及び公課に関する証明手数料	1件につき200円
不動産に関する証明手数料	1件につき200円	不動産に関する証明手数料	1件につき200円
営業に関する証明手数料	1件につき200円	営業に関する証明手数料	1件につき200円
<u>5</u> 略		<u>4</u> 略	
<u>6</u> 略		<u>5</u> 略	
<u>7</u> 略		<u>6</u> 略	
<u>8</u> 略		<u>7</u> 略	
<u>9</u> 略		<u>8</u> 略	
<u>10</u> 略		<u>9</u> 略	
<u>11</u> 略		<u>10</u> 略	